

【これで万全!～関関同立出題予想 2023～】

《出題可能性24パターン分類(※掲載順は頻出度などとは無関係です)》

(関西:4問×6日程=24パターン 同志社:3問×6日程=18パターン 立命館:3問×5日程15パターン)

赤字=記述問題可能性高 青字=選択問題可能性高

1.政党政治と選挙

●政党

19世紀「**名望家政党**」 → 20世紀「**大衆政党**」 → 包括政党へ

●政党政治

①**二大政党制**

→政局が安定しやすいが、国民の意思や利害を細かく吸収することができない。

例) アメリカ(民主党&共和党)

②**小党分立制**

→国民の要求や利害を政治に反映することができるが、政局が不安定で政治責任が不明確になることがある。

例) フランス、イタリア、スウェーデン

③**一党制**

→政局が安定し、国民に強力な指導ができるが、独裁政治や腐敗政治に陥りやすい。

例) 中国、北朝鮮、キューバなどの社会主義国

●**圧力団体(利益団体)**

団体の利益を実現するための働きかけを「**ロビイング**」と呼ぶ

●**政治資金規正法(1994年改正)**

企業や労働組合から、資金管理団体や個人宛の献金は禁止。

●**政党助成法**

受取条件:次の①か②いずれかを満たす政党

①所属国会議員5名以上

②所属国会議員がおり、国政選挙の全国得票率2%以上

●**小選挙区制**=「**死票**」が多くなり、「**ゲリマンダー**(選挙において特定の政党や候補者に有利なように選挙区を区割りすること)」の危険性が高い。

●**大選挙区制**=「**死票**」が少なくなるが、政治が不安定になる。

● **中選挙区制**=かつての衆議院選挙区(1994年廃止) 3~5人の定数

cf) 初めての満20歳以上の男女普通選挙は**1945年**

→ここから被選挙権が**25歳**(衆議院)と**30歳**(参議院)に

→初めて女性参政権が認められたのは、**ニュージーランド**

● **議員定数**

衆:小289人+比176人=**465人** 参:選148人+比100人=**248人**

● **最高裁判決**

衆議院選挙は**2倍未満**が原則。**3倍以上**を違憲とするが、選挙は有効(**事情判決**)

参議院選挙は**2010年の5倍**に対し、**違憲状態**との判断。「**10増10減**」実施

● **公職選挙法**

2015年改正で「日本国民で年齢満**18歳**以上の者」と明示。(9条)

● **政治的無関心**(**アパシー** → **無党派層**の増加)

伝統型無関心・素朴型無関心・屈折型無関心

2. 税制と社会保障

● **世界の社会保障**

1601年 (英) **エリザベス救貧法** (世界初の公的扶助)

1883年 (独) **疾病保険法** (世界初の**社会保険制度**) 「**アメとムチ**」**ビスマルク**

1919年 **ILO**(**国際労働機関**)設立

1935年 (米) **社会保障法** (**社会保障**の始まり、**ニューディール政策**の1つ)

1942年 (英) **ベバリッジ報告** 「**ゆりかごから墓場まで**」

1944年 **ILO**「**フィラデルフィア宣言**」

2014年 (米) **国民皆保険制度導入検討** (**オバマケア**)

● **日本の社会保障**

1874年 **恤救規則**

1958年 **国民健康保険法** 制定

1959年 **国民年金法** 制定

1961年 **国民皆保険** 実現

1973年 **福祉元年**

1997年 **介護保険法** 制定

2003年 医療者負担が**3割**へ

2008年 **後期高齢者医療制度**

● **社会保障の2つの型**

ヨーロッパ**大陸型**(**フランス**・**イタリア**など)とイギリス・**北欧型**(**イギリス**・**スウェーデン**)

●福祉6法

- ・児童福祉法・身体障害者福祉法・生活保護法
- ・精神薄弱者福祉法・老人保護法・母子福祉法

3.環境問題と持続可能な社会の実現に向けて

●重要語句

- ・1972年ローマ・クラブの「成長の限界」
- ・シェールガス革命(アメリカ)
- ・スマートグリッド
 - 電力需要をITで管理し、電力を調整する仕組み
- ・コジェネレーション
 - 発電の際の熱を暖房などに使用すること

●SDGs(持続可能な開発目標)(2015年「国連持続可能な開発サミット」)

第1ターゲット・・・2030年までに「1日1.25ドル(国際貧困ライン)」未満で生活する人々の貧困をあらゆる場所で終了させる



4.地方自治における地方分権と財政問題

●憲法 第92条「地方自治の本旨」

①団体自治(地方公共団体から独立し、自らの意思と責任で決定)

→第95条では、「地方自治特別法の住民投票」 ex)大阪都構想 (レファレンダム=住民投票)

②住民自治(地域住民の意思により自主的に政治を行う)

→直接請求権

A) 条例の制定・改廃=1/50の署名を首長に提出(イニシアチブ=住民発案)

B) 監査請求=1/50の署名を監査委員に提出

C) 議会の解散請求・議員の解職請求など=1/3を選挙管理委員会に提出(リコール=住民解職)

★条例による住民投票に法的拘束力はない(特別法に基づく住民投票を除く)

・原発が争点=新潟県巻町

・市町村合併で18歳が初投票=秋田県岩城町

・市町村合併で永住外国人が初投票=滋賀県米原町

●**機関委任事務**→①**自治事務**と②**法定受託事務**へ

①**就学校の指定**や**病院の開設許可**など

②**国政選挙**や**パスポートの交付**など

●**オンブズマン(行政監察官)制度** スウェーデンが世界初。日本では、川崎市の条例からスタート

●**ふるさと納税制度**

→**返礼品**競争に対して、国が「**寄付額の3割以下の地場産品**」と制限。

年々受け入れ額は増額している。減税控除があることもポイント。

●**コンパクトシティ**構想

→市街地中心に医療・福祉・商業などの機能を集結させたコンパクトなまちづくり

●**地方公共団体の財政**

→地方税は約4割。地方債などの依存財源に頼ることから「**三割自治**」と呼ばれる

※東京都は地方交付税交付金を受け取っていない

●**法定外目的税 ex) 宿泊税** →東京・大阪・京都

5. 司法権の独立と現代における司法の在り方

・1891年 **大津事件** **児島惟謙**

・1949年 **浦賀事件**

・1969年 **平賀書簡事件**

・裁判官の身分保障・・・報酬・懲戒・免職

・三審制 1→2 控訴(抗告) 2→3 上告(特別抗告) 1→3 **跳躍上告(砂川事件)**

・令状の発行・・・裁判官によって行われる。※誤りには検察官が多い!

・取り調べの**可視化**

・**付随的違憲審査制(アメリカ)** ⇔ **抽象的違憲審査制(ドイツ)**

・最高裁判所(=憲法の番人)

・**プログラム規定説(=朝日訴訟など)**「国民に具体的権利を与えたものではない」

・公判前整理手続き・・・**裁判員制度**(2009年開始)導入で決定(2005年)

→重大な**刑事事件の第1審のみ**。職業裁判官3名+裁判員6名

★評決は条件付き・・・有罪判決には、職業裁判官+裁判員の各1名以上の賛成が必要。

・**陪審制(アメリカ)**・・・**全員一致**で評決

・**法科大学院(=ロースクール)**の開設(2004年) & **法テラス**の開設(2006年)

●**検察審査会**

→審査会は**11人** 20歳位以上の有権者からくじで無作為に選出される 任期は6ヶ月

●**法務大臣の指揮権発動**

cf)検察庁法第14条「検察官の事務に関し、検察官を一般に指揮監督することができ、この事件の取り調べや処分については「検事総長のみ指揮する事ができる」

職務上は法務大臣の権限に従う必要があるか、準司法的機能をもつ=検察権

●**刑事司法改革**関連法成立(2016年5月)

→取調べの**可視化**の義務化、**司法取引**(例:カルロス・ゴーンにおける日産と検察)の導入

●判例

- ・**尊属殺人**重罰規定違憲判決=14条(**法の下**の平等)
- ・**薬事法**距離制限違憲判決=22条(**職業活動**の自由)
- ・**婚外子**相続差別違憲判決=14条(法の下)の平等)
- ・**女性再婚**禁止期間 **100日**超違憲判決=14条、24条
- ・**愛媛玉ぐし料**違憲判決=20条、89条(政教分離など)

●違憲審査制

①司法審査制(**付随的違憲審査権**) 具体的訴訟に応じて憲法判断

②憲法裁判所(抽象的違憲審査権)

●**統治行為論** = 高度の政治性を持つ問題については、裁判所は憲法判断はできない

●裁判員裁判

構成:**裁判官 3人**+**裁判員 6人**(1人と4人の場合も可能)

対象:地方裁判所(第1審)のうち重大な**刑事事件**

6.グローバル化に伴う環境・エネルギー対策と循環型社会

・1971年 **ラムサール条約**

→主に水鳥を保護するために重要な湿地を登録

・1972年 **国連人間環境会議**(**ストックホルム**)

→「**かけがえのない地球**」、**国連環境計画**(**UNEP**)設立

・1973年 **ワシントン条約**

→絶滅危機の野生動物保護に関して

・1985年 **ウィーン条約**

→**オゾン層保護**に関して

・1987年 **モントリオール議定書**

→フロン削減に関して

・1989年 **バーゼル条約**

→有機廃棄物に関して **ヘルシンキ宣言**:フロン全廃の決議

・1992年 **地球サミット**(**国連環境開発会議**)

→「**持続可能な開発**」、**アジェンダ 21**(先進国の **ODA 目標**)、

→**気候変動枠組み条約**:**(温室効果ガス 10年以内に 1990年水準へ)**、

→**生物多様性条約**:**(生物を生態系・生物種・遺伝子で保護)**

・1997年 **京都議定書**

→**CO2削減目標値**(**EU8%、アメリカ 7%、日本 6%、ロシア 0%**) → アメリカは離脱

- ・2002年 持続可能な開発に関する世界首脳会議:ヨハネスブルク実施計画
- ・2005年 京都議定書発効 →排出量取引制度導入
- ・2012年 国連持続可能な開発会議(リオプラス 20):「我々が望む未来」
- ・2015年 パリ協定(COP21)
 - 2020年からはすべての国が参加、各国が自主的に削減目標、5年ごとに目標見直し(※但し、世界排出量の55%以上に含まれる55カ国以上の参加が条件になる)いま現在は発効している。
 - 産業革命前から気温上昇を2℃未満に抑え、1.5℃未満に向けて努力
 - 2018年にアメリカは離脱後、再度復帰している。
- ・ゼロ・エミッション:生産工程の管理などで工場などの汚染排出物をゼロにする仕組み
- ・ヒートアイランド現象:都市部で熱の逃げ場がなくなる現象
- ・オゾンホール:南極上空のオゾン層が著しく少なくなる現象
- ・再生可能エネルギー:太陽光などの再生が可能なエネルギーのこと
- ・ナショナルトラスト運動:開発から環境を守るため、自然環境や史跡を住民が資金を出して購入・保護・管理する
- ・グリーンコンシューマー:環境に優しい商品を購入したり、環境保全に配慮している企業かどうかをチェックする

7.労働問題と近年の労働観

●世界の労働運動

- ・1811年 ラッドライト運動(イギリス)
 - 機械打ちこわし =機械化による熟練労働者の失業による
- ・1833年 工場法(イギリス)
- ・1838年 チャーチスト運動(イギリス)
 - 普通選挙を要求した労働運動
- ・1864年 第1インターナショナル 成立
 - マルクス・エンゲルスの指導
- ・1889年 第2インターナショナル成立
- ・1919年 国際労働機関(ILO) 発足
 - ベルサイユ条約に基づき設立
- ・1935年 ワグナー法(アメリカ)
 - 労働者の団結権や団体交渉権を保証し、不当労働行為を禁止
- ・1947年 タフト・ハーレー法(アメリカ)
- ・1948年 ILO87号条約
 - 結社の自由と団結権の保証

- ・1949年 ILO98号条約
→団結権と団体交渉権の適用
- ・1979年 女子差別撤廃条約
- ・1989年 子ども(児童)の権利条約

●日本の労働運動

- ・1897年 労働組合期成会 結成
- ・1911年 工場法 制定
- ・1920年 第1回メーデー
- ・1925年 治安維持法 制定
- ・1938年 国民総動員法 制定
- ・1940年 大日本産業報国会 発
- ・1945年 労働組合法(労働3法) 制
- ・1946年 労働関係調整法(労働3法) 制定
- ・1947年 労働基準法(労働3法) 制定
- ・1991年 育児休業法 成立
- ・1993年 パートタイム労働法 成立
- ・2004年 労働審判法 成立
- ・2007年 労働契約法 成立
- ・2015年 女性活躍推進法 成立
- ・2018年 働き方改革関連法 成立
→2019年から順次スタート

●日本国憲法の条文

- ・第27条【勤労の権利と義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】
 - ①「すべて国民は、**勤労**の権利を有し、**義務**を負ふ。」
 - ②「**賃金**、就業時間、休憩その他の**勤労条件**に関する**基準**は、**法律**でこれを定める。」
 - ③「**児童**は、これを**酷使**してはならない。」
- ・第28条【勤労者の団結権・団体交渉権】
「労働者の**団結**する権利及び**団体交渉**その他の**団体行動**する権利は、これを**保障**する。」

●近年の労働に関して

- ・**変形労働時間制**
→1日8時間を超えて労働する日を設けることができる。
- ・**SOHO**
→パソコンなどを利用し、小規模事務所で行われる労働形態。
- ・**フレックスタイム制**
→出勤・退勤時間を働く人が自由に決められる制度。
- ・**裁量労働制**
→自分の裁量で働く日数や時間を決めることができる。

●働き方改革関連法

- ・高度プロフェッショナル制度の導入(規制緩和)
- ・残業上限に罰則規定付き上限規制
- ・年次有給休暇の消化義務(年5日)
- ・同一賃金同一労働の促進
- ・フレックスタイム制の生産期間延長

8.世界各国の政治体制

政治体制(イギリス・アメリカ・フランス・ドイツ・ロシア・中国・韓国)

●イギリス[議院内閣制]

- ・憲法は**マグナ・カルタ**、権利章典などから形成された慣習法(**コモン・ロー**)が不文憲法の役割を果たす。
- ・**国家元首は国王**。「君臨すれども統治せず」立憲君主制。
- ・議員は上院(世襲の**貴族院**)と**定員650名で任期5年**の下院(**庶民院**)。下院優位の原則がある。
- ・内閣が議会(下院)に対して連帯責任を負う。下院の多数党党首が首相。
- ・政党は**保守党**と**労働党**。
- ・司法は**連合王国最高裁判所**が司る。
- ・野党第1党の党首は**シャドー・キャビネット(影の内閣)**が組織される。

●アメリカ[大統領制・厳格な三権分立](バイデン大統領就任で出題の可能性有)

- ・裁判所は違憲法令審査権を持つ
- ・上下院制で**上院は弾劾裁判権で優越**し、**下院は予算先議権で優越**
- ・選挙は大統領選挙人の**総取り方式**
- ・大統領は**任期4年、3選禁止**

●フランス[大統領制(首相も設置)]

- ・大統領は**任期5年、3選禁止**・議会の権限は弱く、**大統領に強固な権限**がある
- ・**首相は大統領が任命し、国民議会に対し責任を負う。議会は不信任決議が可能**
- ・**半大統領制**とも呼ばれる
- ・大統領任期が長く**保革共存(コアビタシオン)**現象が生じることがある
- ・**ド・ゴール大統領**により現在の体制が確立

●ドイツ[議院内閣制(首相も設置)]

- ・憲法の役割は、**ドイツ連邦共和国基本法**が果たす。
- ・**国家元首は任期5年で3選禁止の大統領**。象徴的存在。**行政権は内閣の所管**。
- ・議会は任期4年の連邦議会。定員は598名。
- ・**首相は大統領の提議に基づき、連邦議会で選出**。
- ・司法は、**連邦憲法裁判所**が司る。

●ロシア[大統領制(首相も設置)]

- ・国家元首は任期6年で3選禁止の大統領。大統領には**首相任命権、下院解散権**、軍の識見など強力な権限。
- ・議会は任期4年で定員170名の連邦議会(上院)と任期5年で定員450名の国家会議(下院)
- ・**首相は大統領が提案し、下院が承認した候補を大統領が任命**する。副首相と大臣は首相が提案し下院が承認。
→**大統領は副首相と大臣の任命を拒否できない**。
- ・司法は、**憲法裁判所**が司る。

●中国[権力集中性・民主集中制]

- ・憲法は1982年制定。(鄧小平憲法と呼ばれる。)
- ・国家元首は共和国主席。全国人民代表大会で選出される。任期は5年。
- ・議会は全国人民代表大会(全人代)に国家権力の全てが集中する権力集中制。
- ・全人代の常設機関として、全国人民代表大会常務委員会が設置されている。
 - 全国人民代表大会常務委員会の権限
 - ①憲法と法律の解釈
 - ②全人代の制定すべき法律以外の法律制定
 - ③全人代の招集
 - ④条約の批准や改廃の決定
- ・内閣は国務院。総理は主席の指名に基づいて全人代が決定し、国家主席により任命される。
- ・司法は人民法院が司る。

9. 国際連盟と国際連合の歩みと日本

●国際連合

- アメリカ大統領のフランクリン・ルーズベルトにより構想。
- ・成立第二次世界大戦中の1945年6月に国際連合憲章の採択で成立
 - 各国の批准により、同年10月に正式に発足。
- ・本部：アメリカのニューヨーク(発足時の原加盟国は51カ国)
- ・常任理事国：アメリカ・イギリス・フランス・ロシア(発足時はソ連)・中国(発足時は中華民国)の5カ国
- ・安全保障理事会
 - 常任理事国5カ国と非常任理事国10カ国で構成。議決は常任理事国5カ国と非常任理事国4カ国の賛成により採決。

★国際連盟との違い

- 発足当初からアメリカ・ソ連の2国が加盟していた。また、総会での評決は多数決。紛争解決手段として、国際連合による武力行使を容認していることも大きな違いです。

国際連合に常設の軍隊はない。武力行使が必要な場合は、安全保障理事会との特別協定に従い、加盟国が兵力を提供する。

●日本と国際連合の関係

日本は、サンフランシスコ平和条約の発行を受けて1952年に加盟を申請したが、ソ連が安全保障理事会で拒否権を発動したために加盟が否決された。

後の1955年に開催された第1回アジア・アフリカ会議(バンドン会議)へ参加し、1956年には日ソ共同宣言を發表して日ソ間の戦争状態を終結させ、1956年12月に国際連合への加盟が実現

●国連 NGO

- ・アムネスティ・インターナショナル：良心の囚人の触法が目的
- ・国境なき医師団(=MSF)：ナイジェリアで救援活動を行なったフランス人医師が結成。

- ・ヒューマン・ライツ・ウォッチ：1988年創立。ヘルシンキ宣言の人権条項履行監視で設立された「ヘルシンキ・ウォッチ」が前身。

●国連財政

1:アメリカ(22.0%) 2:中国(12.0%) 3:日本(8.6%) 4:ドイツ(6.1%) 5:イギリス(4.6%)
 →国際協調姿勢から単独行動主義(ユニラテリズム)へ。分担金滞納は現在も続く。

●国連安全保障理事会

→常任理事国5カ国と非常任理事国10カ国(任期:2年、毎年改選)。

- ・手続事項は9/15カ国賛成で決議成立。
- ・実質事項は全常任理事国含む15/9カ国賛成で決議成立。
- ・総会は「勧告」に留まるが、安保理の決定は「拘束力」を持つ。

	国際連盟	国際連合
成立	第一次世界大戦後、1920年1月に成立 →国際連合の創設により解散	第二次世界大戦後の1945年10月に発足
本部	スイスのジュネーヴ	アメリカのニューヨーク
加盟国	提唱国のアメリカは不参加 日本・ドイツ・イタリアは脱退 ソ連も除名された	193カ国が加盟(2020年時点)
議決の方法	全会一致が原則	多数決が原則 ※常任理事国には拒否権あり
認められている制裁	経済制裁	経済制裁・武力行使

●国際司法裁判所と国際刑事裁判所

	国際司法裁判所(ICJ)	国際刑事裁判所(ICC)
設立	1946年(国連憲章第92条)	2003年
本部	ハーグ(オランダ)	ハーグ(オランダ)
裁判対象	国家間の紛争 国連総会や安保理の諮問機関	個人の責任 4重大犯罪(大量虐殺・戦争犯罪人 道に対する罪・侵略)
訴訟開始	当事国間の合意に基づく	加盟国 or 安保理の要請、 検察官の独自捜査による起訴
上訴	一審制(原則再審なし)	二審制

10. 行政の肥大化と民主化

●議員立法と内閣提出法案

- ・議員立法: 1386/5955 成立。(34.3%)
- ・内閣提出法案: 8681/10064 成立。(86.3%)

●汚職事件

- ・昭電疑獄事件(1948年) 復興金融公庫から昭和電工への融資に関する贈賄事件。
- ・造船疑獄事件(1954年) 海運業買いに関する汚職事件。

- ・**ロッキード事件**(1976年) 田中角栄の汚職事件。**戦後最大の疑獄**
- ・**リクルート事件**(1989年) 不動産会社の**未公開株**を譲渡した贈収賄事件。
- ・**東京佐川急便事件**(1992年) 東京佐川急便から金丸信へのヤミ献金事件。
- ・**ゼネコン汚職事件**(1993年) 大手建設業界から中央・地方政界へのヤミ金が明らかに。

●行政委員会制度

- ・**人事院**:公務員の給与勧告など
- ・**国家公安委員会**:警察行政を統括
- ・**中央労働委員会**:労働争議の調停や仲裁、不当労働行為の審査など
- ・**公正取引委員会**:独占禁止法のお目付け
- ・**公安審査委員会**:破壊活動防止法の運用を審査

・**国家公務員倫理法**

→贈与や報酬に関する報告や公開を義務づけている。

- ・2001年 1府12省庁へ移行
- ・2005年 **道路公団民営化**
- ・2006年 行政改革推進法成立
- ・2007年 **郵政民営化**

●中央省庁再編成移行の動向

- ・2007年 防衛庁が廃止→**防衛省**へ
- ・2008年 観光庁
- ・2009年 **消費者庁**
- ・2012年 **復興庁**、原子力規制委員会

→東日本大震災をきっかけに設立。2021年3月で廃止予定だったが、2031年3月末まで延長。

cf.内閣の国務大臣の数

→原則 14名以内(最大 17名以内)だが、復興庁・東京五輪推進本部設置期間は、復興大臣と五輪大臣が設置されるため原則 16名以下(最大 19名以下)に。

- ・2015年 スポーツ庁
- ・2020年 カジノ管理委員会

●3公社民営化

- ・電電公社→1985年にNTTに
- ・国鉄→1987年にJRに
- ・専売公社→1985年にJTに

・**国家戦略特区**

→2020年に国家戦略特区法が改正→**スーパースティ構想**が実現可能に。

11. 民主主義の原理と法の支配

●三権分立

- ・モンテスキュー『法の精神』
- ・国民主権=リンカーンのゲティスバーグ演説
- ・社会契約説

●法の分類

→国内法 (A 公法、B 私法、C 社会法)、国際法

A 公法=実体法 (日本国憲法) と手続法 (民事訴訟法や刑事訴訟法)

B 私法=実体法 (民法や商法)

C 社会法=実体法 (労働基準法や生活保護法、独占禁止法など)

●法の支配

- ・1215年 マグナ・カルタ (大憲章)
ブラクトン「国王といえども、神と法の下にある」
- ・17世紀 エドワード・コーク(クック) 王権神授説を振りかざすジェームズ1世に対して対抗。
- ・19世紀 ダイシー「憲法序説」(1885) 1: 広範で恣意的、裁量的な権限を持つことを認めない
2: 全ての人々が、通常裁判所の運用する方に服す

12. 日本銀行と金融政策、貨幣と金融の仕組み

●大きな政府と小さな政府

人命	ホブズ	ロック	ルソー
主著	『リヴァイアサン』	『市民政府二論』	『社会契約論』
自然状態	「万人の万人に対する闘争」	万人が自由・平等・同率の状態	万人が自由・平等・自給自足の状態
自然権	自己保存の原理	生命・自由・財産権 →執行を委託(信託)	自由・平等 →全面譲渡(全面服従)
特徴	絶対王政を理想化 抵抗権を認めず	名誉革命を正当化 アメリカ独立革命へ影響を与えた	抵抗権を容認、人民主権論 フランス革命に影響を与えた

大きな政府⇔小さな政府

アダム・スミス⇔ケインズ

治安・国防など最小限⇔公共事業で有効需要

夜警国家⇔福祉国家

●日本銀行の役割

- ① 発券銀行 : 日本銀行券(紙幣)を発行
- ② 政府の銀行 : 政府の貸付など
- ③ 銀行の銀行 : 市中銀行を対象に

公開市場操作、預金準備率操作、公定歩合操作の違い



●日本銀行製作委員会

日銀総裁：黒田東彦

日銀金利政策：無担保コールレート

→公開市場操作を通じて金利を誘導水準に近づけるように金融調節を行う。

●ゼロ金利政策

誘導目標：政策金利。無担保コールレートをおおむねゼロ水準に誘導する政策。1999年は導入。

●量的緩和政策

誘導目標：日銀当座預金残高。「量」に焦点を当てた政策。

●量的・質的金融緩和政策

誘導目標：マネタリーベース。「異次元金融緩和」

●マイナス金利政策

対象：日銀当座預金の一部。日銀当座預金の金利をマイナスにすることで市中への金融緩和を狙う。

●インフレターゲット

対象：消費者物価の前年比上昇率。2%が目標。

●BIS規制

国際取引の銀行8%以上、国内のみの銀行4%。

→自己資本比率の低下が、貸し渋り・貸しはがしに繋がった。

●ペイオフ

2010年発動。1000万円+利息のみの保護になり、貸し渋り加速の要因に。

●国債の種類

① 建設国債 (=4 条国債とも言われる)

→公共事業のために発行する

② 赤字国債 (=特例国債とも言われる)

→公共事業以外の用途のために発行する

本来、毎年特別に法律を制定する必要がある

cf.)改正特例国債法(2016年3月成立)

★2016年~2020年の5年間は国会審議を経ずに赤字国債の発行が可能に

→令和3年に令和7年まで赤字国債発行可能とする改正特例国債法が施行されている。

13.市場経済と経済成長

●景気の波

波の名称	原因	周期
① キチンの波	在庫投資	約40カ月
② ジュグラの波	設備投資	約7~8年
③ クズネツツの波	建設投資	約15~25年
④ コンドラチェフの波	技術革新	約40~50年

●付加価値

① 加法式(足し算方式) = 利潤 + 人件費

② 減法式(引き算方式) = 総売上 - 仕入れ代

★ 付加価値の合計は、最終生産物の値と等しい

●経済成長率

$\text{実質GDP} = \frac{\text{名目GDP}}{\text{GDPデフレーター}} \times 100$
$\text{経済成長率} = \frac{\text{本年度GDP} - \text{前年度GDP}}{\text{前年度GDP}} \times 100$

●価格の種類

- ・市場価格:市場で売買される価格。
- ・生産価格:自然価格に相当する。
- ・均衡価格:自由価格と同じ。完全競争市場を前提に需給均衡点での価格。
- ・独占価格:寡占価格や管理価格も含んだ概念。
- ・寡占価格:少数の大企業による価格。カルテルによる価格や管理価格も含む。

- ・管理価格：独占下で、**プライスリーダー（価格先導者）**への追随により、**価格の下方硬直性**が生まれる。
- ・統制価格：公共料金がこれに当たる。

●カルテル・トラスト・コンツェルン→1997年に持株会社解禁

★購買力平価の計算

★内外価格差の計算

- ・ビックマック指数

●程度によるインフレの分類

- ・ハイパー・インフレ（超インフレ）：短期間の急激な上昇
- ・ギャロッピング・インフレ（駆け足のインフレ）：年利10%以上の上昇
- ・クリーピング・インフレ（忍び寄るインフレ）：年利約3~6%の上昇

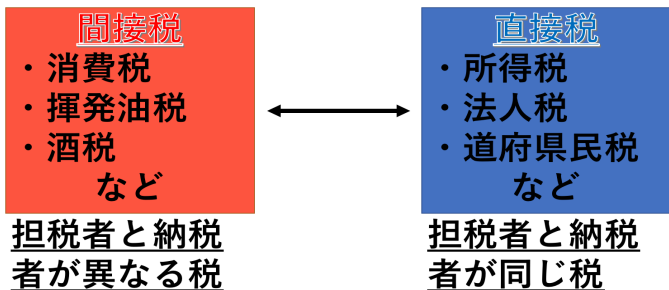
●デフレスパイラル：デフレ状況が繰り返される現象。

●スタグフレーション：インフレと景気後退(失業率上昇)の同時存在

14.戦後経済の歩み

●1949年シャープ勧告

①間接税中心→②直接税中心へ



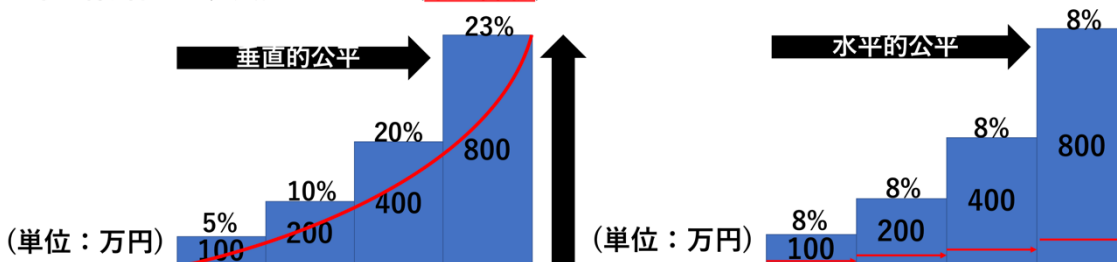
cf.)消費税(=逆進性がある)

1989年導入(3%)→1997年(5%)→2014年(8%)→2019年(10%)

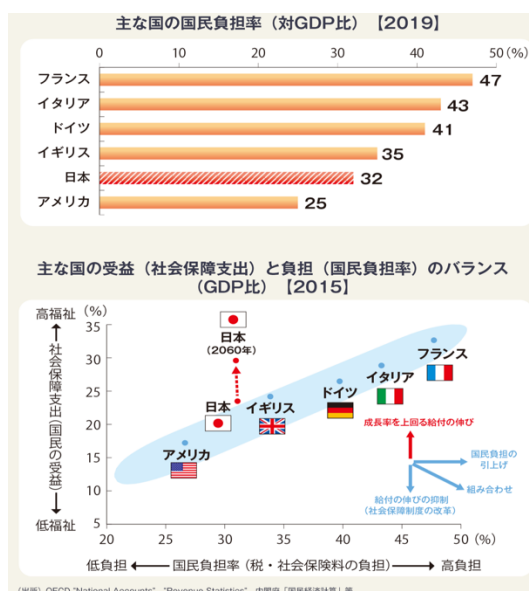
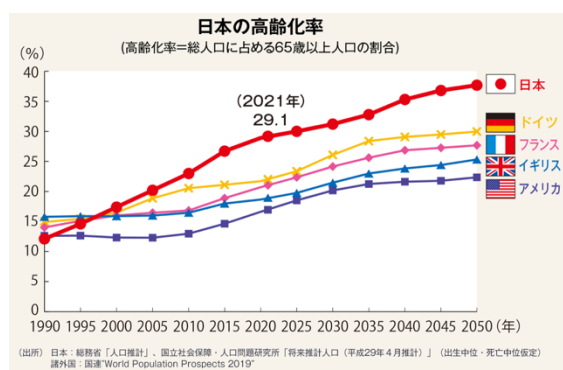
●垂直的公平と水平的公平

垂直的公平
高所得者ほど、負担が大きい(累進課税)

水平的公平
みな同じ負担(ex消費税)



●高齡化率の上昇と保険料の国民負担率（財務省 HP より引用）



●ビルト・イン・スタビライザー

景気自動調整作用（累進課税と社会保険給付）

●GHQによる経済民政下政策（3大政策）

- ①:財閥解体 ②:農地改革（寄生地主の解体） ③:労働関係民主化（労働三法制定など）

●傾斜生産方式（1946年）

石炭や鉄鉱などの基幹産業に注力。

●国民所得倍増計画（1960年 池田勇人内閣）

→10年間で国民所得を倍にするという計画。実際は7年ほどで目標達成。

●石油危機

- ①1973年 第四次中東戦争が原因。トイレットペーパー価格急上昇。狂乱物価に。
②1979年 イラン革命が原因。

15. 中小企業にみる現代の企業の在り方と消費者問題

●中小企業の定義

業種	従業員規模	資本金規模
製造業・建設業・運送業 その他	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5000万円以下
小売業	50人以下	5000万円以下

●中小企業の地位

- ・企業数: 中小企業 99.7%、大企業 0.3%
- ・製造業の従業員数: 中小企業 65.3%、大企業 34.7%

●中小企業の形態

- ・独立企業:ベンチャービジネスや地場産業など
- ・下請企業:大企業の注文を受けて生産工程の一部を負担。
- ・系列企業:大企業が資金面や経営面まで参加し、その支配下にある企業。

●下請

→景気の調節弁

●中小企業保護政策

- ・中小企業基本法:1963年「中小企業構造の高度化」と「中小企業の事業活動の不利の是正」を狙いとする。
- ・中小企業近代化促進法:1963年、中小企業の高度化や設備の近代化を目的に制定。
- ・中小企業金融公庫法と国民金融公庫法
→中小企業のための金融機関として中小企業金融公庫と国民金融公庫を設立。
- ・大規模小売店舗法(大店法):1973年に中小企業の事業活動を適正に確保することを目的に制定。
→中小企業の保護が目的
- ・大規模小売店舗立地法(大店立地法):2000年に大規模小売店舗法から改正。
→生活環境保全が目的
- ・改正まちづくり3法(2006年)
→都市計画法改正、改正中心市街地活性化法改正、大店立地法改正
→大型商業施設の郊外進出を原則禁止。

●カンバン方式

→必要なときに必要な量だけ作る。在庫ゼロにして、在庫投資を削減。ジャスト・イン・タイムに生産する。

●消費者問題

- ・1968年 消費者保護基本法(2004年に消費者基本法に改称)
- ・1970年 国民生活センター発足
→消費者庁所管の独立行政法人。都道府県や市町村による設置機関は消費生活センター
- ・1995年 製造物責任(PL)法 施行
→無過失責任制を採用している
- ・2000年 消費者契約法 成立
- ・2004年 消費者基本法 成立
- ・2009年 消費者庁 設立
- ・2009年 消費者安全法 成立

●依存効果

→消費行動は広告宣伝や流行、生活環境などの環境を受けること。

●デモンストレーション効果

→消費行動は、他人の消費行動の影響を受けること。

●特定商取引法

→クーリング・オフや訪問販売で契約解除を認めた。

●消費者の4つの権利

- ①安全を求める権利
- ②知らされる権利
- ③選ぶ(選択する)権利
- ④意見を聞いてもらう(反映してもらう)権利

16. 農業政策と食糧問題

- ・世界一貧しい大統領(ウルグアイ)・・・**ホセ・ムヒカ**
- ・SDGs(=「持続可能な開発目標」)・・・17 の分類
- ・**マルサス**・・・『**人口論**』・・・人口は等比数列、食糧は等差数列
- ・農業の比較生産性には二重構造がある。
- ・**主業農家**・・・農家所得の 50%以上が農業所得
- ・**準主業農家**・・・農家所得の 50%以上が農外所得
- ・**副業的農家**・・・65 歳未満の農業従事 60 日以上の方がいない農家
- ・**地産地消**・・・地域生産されたものをその地域で消費すること。
- ・**第 6 次産業**・・・第 1 次産業から第 3 次産業までを一貫して行うこと。
- ・1942 年 **食糧管理法**(食糧管理制度のはじまり)
- ・1961 年 **農業基本法**・・・1 自立経営農家育成 2 他産業との格差是正
- ・1991 年 **牛肉・オレンジ輸入自由化** ウルグアイ・ラウンド
- ・**ミニマム・アクセス**・・・コメ市場の部分的解法(消化量の 4~8%ずつを輸入)
- ・1995 年 **新食糧法** 施行(食糧管理制度廃止)
- ・1999 年 **新農業基本法**(=**食料・農業・農村基本法**)成立
- ・**トレーサビリティ**・・・食品の履歴管理
- ・**減反政策**・・・2018 年度廃止
- ・**フード・マイルージ**(=**食糧輸入量×輸送距離**)

17. グローバリゼーションによる多様化に伴う民族問題と難民問題

●アフガニスタン紛争

→1978 年から断続的に続いている。アメリカの同時多発テロで世界的に知られている**ビン・ラディン**などが関わっている。アフガニスタン紛争の始まりとなったのは、1978 年当時の政権であるアフガニスタン人民民主党に対する武力蜂起といわれている。

●シリア内戦

→シリアではアサド大統領による独裁政権が 40 年にも渡って続いていた。政府に対し国民の不満が溜まっており、2011 年に起こった大衆による抗議運動「**アラブの春**」を受け、民主化運動への契機が高まった。そして政権から虐げられていたスンニ派を中心とした抗議運動はシリア全土に広がり、シーア派を主とするアサド政権政府軍とスンニ派を主とする反政府軍との間で内戦へと発展。反政府軍が近隣国から様々な支援を受けることで武装蜂起を行い、自由シリア軍を結成したことで両者の対立は激化。アサド政権政府軍、反政府軍、イスラム国という三つ巴の戦いとなり、内戦が泥沼化した。

●クルド人問題

→クルド対トルコ紛争は、トルコ政府とクルド人の武力衝突。対立の根底にあるのは、トルコ人とクルド人それぞれの政治思想や民族のあり方などの考えの違い。クルド人は「国を持たない民族」とも呼ばれており、トルコではクルド人の問題が内政上の課題になっている。2016年にはクルド労働者党(PKK)による自爆テロ事件などが起き、トルコ治安当局はPKKに対する掃討作戦を実施した。

●カシミール紛争

→植民地であったインド帝国(イギリス国王が支配)は、現在のインド、パキスタン、スリランカ、ネパール、バングラデシュ(パキスタンから1972年に独立)に解体して植民地支配を終えた。そして、インドとパキスタンは、1947年8月分離独立した。インドとパキスタンの分離独立の時、インドは世俗国家を標榜しながらもヒンドゥー教徒を主体とする国、パキスタンはイスラーム教徒を主体とする国になった。独立前のカシミール地域は、イギリスの支配下のもとで藩王が統治を行う藩王国であり、その藩王はヒンドゥー教徒、住民の多くはイスラーム教徒カシミール地域の住民たちの多くは、イスラーム教国であるパキスタンへの帰属を望み続けたことが最大の紛争原因になっている。

●ダルフル紛争

→国連が「世界最悪の人道危機」と呼ぶスーダン西部ダルフル地方の紛争は、2008年に発生。紛争は03年2月に勃発。アラブ系中心の政府に不満を募らせたダルフル地方の黒人系住民が「スーダン解放軍」(SLA)、「正義と平等運動」(JEM)など反政府勢力を組織して蜂起。政府軍を支援するアラブ系民兵「ジャンジャウィード」の攻撃や病気、食糧不足などによる死者は20万人以上とされる。約250万人が国内避難民キャンプや隣国チャドの難民キャンプで避難生活を強いられている。

●新疆ウイグル紛争

→1949年、「国共内戦」にともなう中国共産党人民解放軍の侵攻で降伏。新しく成立した中華人民共和国の支配下になり、1955年に新疆ウイグル自治区が設立。しかしながら、台湾に逃れた中華民国はいまだに中華人民共和国による新疆支配を認めておらず、新疆ウイグル自治区を「新疆省」と呼び、自国の領土だと主張しているのが現状。新疆ウイグル自治区の独立運動を主導する組織の多くは、中国政府による弾圧から逃れるために国外に拠点を置いています。

18. 国際収支と為替、国際分業と貿易

●円安と円高

円安	<ul style="list-style-type: none">・貿易で日本の輸出が増加・日本企業の海外への投資が増加・日本からの海外への観光客が増加 →円売り・ドル買いへ →ドルの需要が高まるのでドル高・円安に
円高	<ul style="list-style-type: none">・貿易で日本の輸入が増加・海外企業の日本への投資が増加・海外からの日本への観光客が増加 →円買い・ドル売りへ →円の需要が高まるのでドル安・円高に

cf.) | ユーロ=120円の時に、手持ちの240万円を年利5%のユーロ建ての外貨預金にした。

| 年後20円の円高になった場合、1年後に元利合計を円に両替すると、元の240万円は何円になるか。また、いくら損益が出るか答えよ。

A. $240 \text{ 万円} \div 120 \text{ 円} = 20,000 \text{ ユーロ}$
 → 年利5%なので $\rightarrow 20,000 \times 1.05 = 21,000 \text{ ユーロ}$
 (20 円の円高 = 1 ユーロ 100 円に)
 → $21,000 \text{ ユーロ} \times 100 \text{ 円} = 210 \text{ 万円}$
 → 240 万円が 210 万円に = 30 万円の損

● 比較生産費説

- ・ **比較優位**: 無駄が少なく効率がいい製品にある
- ・ **絶対優位**: どちらの製品も他国より優れている

リカード「自由貿易」「比較生産費説」⇔ リスト「保護貿易」「幼稚産業」

cf.) 布製品とぶどう酒

比較生産費を 実行する前	布製品	ぶどう酒	比較生産費を 実行した後	布製品	ぶどう酒
A国	100 (1単位)	50 (1単位)	A国	0 (0単位)	150 (3単位)
B国	80 (1単位)	120 (1単位)	B国	200 (2.5単位)	0 (0単位)

● 三面等価の法則

- **総生産 = 総所得 = 総支出** (総額は全て同じに)
- ・ 生産国民所得: 第3次産業が1番多い
- ・ 分配国民所得: 雇用者報酬(給料のこと)が1番多い
- ・ 支出国民所得: (民間)消費が1番多い

19. 核問題と軍縮に向かう現代世界

- ・ 1928年 不戦条約 = 「**パリ不戦条約**」「ケロッグ・ブリアン条約」締結(調印)
 - ・ 1957年 **パグウォッシュ会議**
 - ・ 1963年 **部分的核実験禁止条約(PTBT)** 調印: 「地下」での核実験は可
 - ・ 1968年 **核不拡散条約(NPT)** 調印: 非核保有国は国際原子力機関(IAEA)の査察を受ける
 - ・ 1979年 **SALT II** 調印(米ソ)
 - ・ 1987年 **中距離核戦力(INF)全廃条約** 調印(米ソ)
 - ・ 1991年 **戦略兵器削減条約(START I)** 調印(米ソ)
 - ・ 1993年 **START II** 調印(米ソ)
 - ・ 1996年 **包括的核実験禁止条約(CTBT)**: あらゆる核実験の禁止を明文化
 - ・ 1997年 **対人地雷全面禁止条約**
 - ・ 2009年 オバマ大統領「プラハ演説」「核なき世界」
 - ・ 2017年 **核兵器禁止条約**(条約は50か国が批准し、90日後に発効)
- 禁止事項
- ・ 核兵器の開発や実験、製造、保有、貯蔵
 - ・ 核兵器の管理を直接・間接的に移転すること
 - ・ 核兵器の移譲や開発支援

★ 2017年に国連で採択。批准済は、核兵器非保有国。日本は、アメリカの核の傘の関係で批准していない。

20. 国際通貨体制の変遷と国際金融

- ・1944年 **ブレトン・ウッズ体制**
- ・1949年 **ドッジ・ライン** (1ドル=360円) **間接税→直接税中心へ**
- ・1952年 **IMF (国際通貨基金)** (IMF14 条国)・**IBRD (国際復興開発銀行)** 加盟
- ・1955年 GATT (関税及び貿易に関する一般協定) 加盟
- ・1963年 **GATT II 条国へ移行** (貿易自由化)
- ・1964年 **IMF8条国へ移行** (為替自由化)、**OECD (経済協力開発機構)** 加盟
- ・1971年8月 **ニクソンショック** (金・ドルの交換停止)
- ・1971年12月 **スミソニアン協定**
- ・1976年 **キングストン合意**
- ・1985年 **プラザ合意** (ドル高是正+円高誘導)
- ・1987年 **ルーブル合意** (円高・ドル安行き過ぎ防止)

★**AIIB (アジアインフラ投資銀行)** : 中国主導。日本は不参加。

★**G20=2019年** 大阪で開催された

★**SDR (特別引き出し権)** = IMFがドル危機対策に創設した。外貨獲得のための仕組み。

21. 地域経済統合とグローバル化

●EU(欧州連合)のあゆみ

- ・1993年 **マーストリヒト条約**: 単一通貨(ユーロ)導入
- ・1999年 **アムステルダム条約**: 多数決制導入
- ・2003年 **ニース条約**: 新たな EU の条約
- ・2009年 **リスボン条約**: EU 憲法に変わる EU の新基本条約、EU 大統領を設置。

EU の本部はベルギーのブリュッセル。

ECB(欧州中央銀行)は欧州の中央銀行であり、金融政策を担うため「ユーロの番人」とも呼ばれている。

ユーロ非導入国: スウェーデン・デンマーク・ポーランド・チェコ・ハンガリー・ルーマニアなど

●イギリス脱退

2016年の国民投票で離脱が決定。2019年までに完全脱退の予定

EUの規約では離脱は2年以内と決まっていたが、2020年2月1日にブレグジット(EU脱退)。

●地域的経済組織と経済圏

- ・**欧州連合 (EU)** : 1993.10
- ・**米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA)** : 2020.7
- ・**アジア太平洋経済協力会議 (APEC)** : 1989.11
- ・**ASEAN 自由貿易地域 (AFTA)**
- ・**ラテンアメリカ統合連合 (ALADI)** : 1981.3

- ・南米共同市場 (MERCOSUR) : 1995.1
- ・アフリカ連合 (AU) : 2002.7
- ・経済協力開発機構 (OECD) : 1961.0
- ・石油輸出国機構 (APEC) : 1960.9
- ・アラブ石油輸出国機構 (OAPEC) : 1968.1

22. 発展途上国と経済問題

● **南北問題**(先進国と発展途上国)と**南南問題**(発展途上国間)

● **後発発展途上国**

→人口に占める貧困層の割合のこと。国連開発計画委員会の基準による当該国の合意の上認定される。

● **モノカルチャー経済**

→**一次産品**に依存する仕組み。

● **資源ナショナリズム**

→「**新国際経済秩序 (NIEO)** 樹立に関する宣言」では以下の①～③が内容とされていた。

- ・①天然資源恒久主権
- ・②北の多国籍企業の活動制限
- ・③一次産品の値上げ

● UNCTAD (国連開発貿易会議)

→1964年設立 本部:ジュネーブ

目的:南北問題の解決

● ミレニアム開発目標 (MDGs) 持続可能な開発目標 (SDGs) の前身。極度の貧困飢餓撲滅などを対象とした。

● **累積債務問題**

→1982年メキシコの**デフォルト (債務不履行)** が具体例。

リスケジュール**リング** (債務支払い繰り延べ) など債務削減も進みつつある。

23. 資本主義経済の成立と変容

● 資本主義について

- ・ **商業資本主義** (1500年～1700年代前半) : 資本主義の萌芽
 - ・ **重商主義** : トマス・マン『外国貿易におけるイギリスの財宝』
 - ・ **重農主義** : ケネー『経済表』 **自由放任** (レッセフェール) を主張
- ↓
- ・ **産業資本主義** (1700年代後半～1800年代前半) : 資本主義の成立
 - ・ **古典派経済学** : アダム・スミス『国富論 (諸国民の富)』 **見えざる手**、分業
マルサス『人口論』 人口は幾何学的に増加、食糧生産は算術級数的に増加
リカード『経済学および課税の原理』 **自由貿易論**
 - ↑↓
 - ・ **歴史学派** : リスト『経済学の国民的体系』 **保護貿易論**
- ↓
- ・ **独占資本主義** (1800年代後半～1900年代後半) : 資本主義の変容
 - ・ **マルクス経済学** : マルクス『共産党宣言』『資本論』 社会主義思想
エンゲルス『空想から科学へ』
レーニン『帝国主義論』 ロシア革命
 - ・ **新古典派経済学** : ジェヴォンズ『経済学の理論』
ワルラス『純粹経済学要論』 **一般均衡理論**
- ↓
- ・ **修正資本主義** (1900年代前半～) : 資本主義の成熟
 - ・ **オーストリア学派** : メンガー『国民経済学原理』
シュンペーター『経済発展の理論』 **イノベーション** (技術革新)、**創造的破壊**
ハイエク『隷従への道』『自由の条件』 自生的秩序
 - ・ **制度学派** : ガルブレイス『ゆたかな社会』 **依存効果**
- ↓
- ・ **新自由主義** (～現在にかけて)
 - ・ **ケインズ経済学** : ケインズ『雇用・利子および貨幣の一般理論』 **有効需要**、乗数効果
 - ・ **シカゴ学派** : フリードマン『資本主義と自由』 **新自由主義**、**マネタリズム**
 - ・ **厚生経済学** : セン『貧困と飢餓』 **潜在能力** (ケイパビリティ)
 - ・ **ゲーム理論** : ナッシュ『非協力ゲーム』 「**囚人** (ヤマアラシ) のジレンマ」
 - ・ **ニュー経済派** : スティグリッツ『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』 **情報の非対称性**
クルーグマン『クルーグマンの良い経済学 悪い経済学』
 - ・ その他 : ピケティ『21世紀の資本』 「**資本収益率は経済成長率を常に上回り続ける**」

● ニューディール政策

- ・ **社会保障制度の確立**
- ・ **ワグナー法**による労働基本権の確立
- ・ **TVA** (テネシー川流域開発公社) の推進など、ケインズ理論に基づく**有効需要**を喚起。

24.3つの経済主体と会社

●企業と政府と家計

→政府が提供するものは**公共財**

●企業

- ・**株式会社**: 会社企業の9割を占める。
- ・**合同会社**: 大学や研究機関などのベンチャー企業など
- ・**合資会社** / **合名会社**: 酒造、醸造会社など
- ・**有限会社**: 小規模企業。新設不可。

●所有と経営の分離

株主は経営に関わることなく**配当**や**株主優待**を目的に出資できる。

●キャピタルゲイン:株式の売買による差益のこと。

●株主と株式会社の関係

- ・**株主総会**: 株主=出資者 **最高意思決定機関** 1株1票制(1人1票ではない点に注意!)
- ・**取締役会**: 業務に関する意思決定機関
- ・**代表取締役**: 会社の代表者

●規模の経済(スケールメリット)と集積の利益(一定の地域という空間に着目した概念)

●会社法による変更点

①分類の変更

施行前

施行後

- ・株式会社→株式会社(有限会社含む)
- ・有限会社→合同会社(新設)
- ・合資会社→合資会社
- ・合名会社→合名会社

②最低資本金制度を廃止:資本金1円から株式会社設立可能。

③株式会社の仕組みを柔軟化:取締役1名などでも設立可能。

④監査制度を簡便化: 監査役の権限を会計監査のみに限定可能。

⑤株主代表訴訟の制度規定:株主や第三者への不正な利益を図る訴訟や会社に損害を与える訴訟は提訴不可。

⑥第三者による訴訟が企業有利に:過失による損害賠償が無過失責任から過失責任に変更された。

●内部留保と直接金融(新規株式発行)・間接金融(借入れ)

●M&A: 企業の合併と買収

●IPO(公開株式)とTOB(株式公開買い付け)

●敵対的買収: 買収したい会社の経営陣や関連会社の合意なしに行う買収。⇔友好的買収